

伊丹市立保育所(園)・認定こども園保育業務支援システム等導入・運用保守業務
プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「伊丹市立保育所(園)・認定こども園保育業務支援システム等導入・運用保守業務」について、当該業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するため、プロポーザル方式を実施するにあたり方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1)業務名

伊丹市立保育所(園)・認定こども園保育業務支援システム等導入・運用保守業務

(2)業務内容

仕様書のとおり

(3)履行場所

市が指定する場所

(4)履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで(初年度)

※システム運用保守業務は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までを予定(予定であり本業務には含まない。)

3 事業費(提案上限金額)

提案上限金額は、9,053,000円(税込)以内とする。うち令和5年度支払額は433,000円(税込)、令和6年4月1日から令和11年3月31日(予定)までは8,620,000円(税込)とする。

※提案の内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない

※令和6年度以降の契約を確約するものではない。

※候補者決定後の最終見積(本見積)の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 参加資格

(1)伊丹市入札参加者名簿に掲載されている者にあつては、伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(2)伊丹市入札参加者名簿に掲載されていない者にあつては、国税及び地方税を滞納していないこと。

(3)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(4)会社更生法第17条に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (5)民事再生法第 21 条第 1 項に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6)破産法第 18 条第 1 項若しくは第 19 条に基づく破産の申し立てがなされていないこと。
- (7)ISMS(ISO/IEC27001 又は JISQ27001)又はプライバシーマーク(JISQ15001)の認証を受けていること。
- (8)伊丹市暴力団排除条例(平成 24 年伊丹市条例第 4 号)第 2 条に指定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないと認められること。
- (9)複数の認可保育所等に導入実績があり、現在もシステムが利用されていること

5 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和 5 年11月 8 日(水)
参加申込・質問書の受付締切	令和 5 年11月21日(火)
質問に対する回答	令和 5 年11月27 日(月)
資格審査結果の通知(予定)	令和 5 年11月27 日(月)
企画提案書等の締切	令和 5 年12月11日(月)
企画提案審査案内通知(予定)	令和 5 年12月13日(水)
プレゼンテーションの実施(予定)	令和 5 年12月18日(月)
審査結果通知(予定)	令和 5 年12月20日(水)

※状況により変更となる場合があります。

6 参加申込の手続

(1)提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書その他関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

提出書類	様式番号	備考
参加申込書	1	
誓約書	2	
会社概要	3	任意様式可。会社概要の資料を提出すること。パンフレット(PDF)等会社概要の分かるものを添付すること。
導入実績調書	4	任意様式可
商業・法人登記の登記事項証明書	-	3ヶ月以内に発行されたものに限る(写し可)
国税に滞納がないことの証明書	-	3ヶ月以内に発行されたものに限る(写し可)
市町村税に滞納がない	-	3ヶ月以内に発行されたものに限る(写し可)

ことの証明		
ISMS (ISO/IEC27001 又は JISQ27001)又は プライバシーマーク (JISQ15001)の証明書	-	写し可

(2)提出部数

各1部提出すること。

(3)提出期間

令和5年11月8日から令和5年11月21日まで(必着)

(4)提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、(3)までに到着したものに限り受け付ける。

(5)提出先

〒664-8503 伊丹市千僧 1-1 伊丹市役所 こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育推進課

7 質問及び回答

(1)提出方法

別添の様式5「質問書」により、電子メールにて提出すること。また、メール件名に『「伊丹市立保育所(園)・認定こども園保育業務支援システム等導入・運用保守業務」に係る質問・会社名』を入力した上で送信し、必ず電話で送信した旨を「14 問合せ先」の担当に伝えること。※上記以外の方法による質問は一切受け付けない。

(2)期限 令和5年11月21日(必着) ※期限以降の質問は、一切受け付けない。

(3)提出先 伊丹市役所 こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育推進課

メールアドレス:youji-ed@city.itami.lg.jp 電話:072-780-4313

(4)回答方法 令和5年11月27日までに、本市ホームページにおいて回答を行う。

(5)注意事項 質問を提出する場合は参加申込を必須とする

8 企画提案書等の作成及び提出

(1)提出書類

①企画提案書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・A4判用紙、横書き、左綴りとし、両面 40 ページ以内(表紙及び目次を除く)とする。なお、必要に応じて A3 版横でも差支えないが、A4 版のサイズに折り込むこととし、当該ページは A4 版2ページ相当分と数える。 ・表紙には「伊丹市立保育所(園)・認定こども園保育業務支援システム等導入・運用保守業務」と記載すること。 ・提案書本文の各ページ下部中央には、通し番号を記載すること。
------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・「評価基準」に定める「評価項目」の順に、項目番号及び名称を明記の上、詳細を分かりやすく記載すること。 ・提案は1件とし、提出後の追加及び変更はしないこと。
②機能要件調査票(様式7)	<ul style="list-style-type: none"> ・必須機能については、必ず提供しなければならない要件とし、カスタマイズ等を行っても提供できない場合は失格とする。 ・任意機能については、必ず提供しなければならない要件ではないが、提供できることが望ましく加点の参考とする。
③参考見積書(任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・A4判とすること。 ・見積総額及び各項目(導入費用及び運用・保守費用)が分かるように金額を記載すること。 ・見積額は、消費税及び地方消費税を含む金額及び含まない金額をそれぞれ記載し、その旨を明記すること。 ・見積積算内訳書を添付すること

(2)提出部数

(紙での提出)

- ①企画提案書(任意様式) 正本1部 副本6部
- ②機能要件調査票(様式7) 正本1部 副本6部
- ③参考見積書(任意様式)1部

(電子ファイル(CD-RもしくはDVD-R)での提出)

・企画提案書(任意様式)、機能要件調査票(様式7)、参考見積書(任意様式)の電子ファイル1部

(3)提出期間

令和5年11月28日から令和5年12月11日まで(必着)

(4)提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、(3)までに到着したものに限り受け付ける。

(5)提出先

〒664-8503 伊丹市千僧1-1 伊丹市役所 こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育推進課

9 プレゼンテーションの実施

(1)実施日令和5年12月18日

詳細については対象者に別途連絡する。

(2)プレゼンテーション(デモを含む)は提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料等は使用しないものとする。なお、当日の資料の差替えや追加資料の提出は認めない。デモについては、以下の内容を含めること。

(業務支援システム)

- ・業務メイン画面について
- ・園児情報管理機能について
- ・登降園管理の操作について(保護者・園)
- ・指導計画の作成について
- ・保護者からの欠席等連絡について(保護者・園)
- ・連絡帳機能について(保護者・園)
- ・情報配信機能(お便り等)について(保護者・園)
- ・その他特徴的な機能

(午睡チェックシステム)

- ・機器の仕様・機能について
- ・業務メイン画面について
- ・午睡チェックシステムの操作画面について

(3)評価基準に従い評価を行う。

(4)出席者は3人以内とし、時間は60分程度(説明(デモンストレーションを含む)45分以内、質疑15分程度)を予定している。

(5)当日は、プロジェクター及びスクリーンのみ事務局で用意する。プロジェクターを使用する場合は事前に事務局まで申し出ること。プレゼンテーションにパソコンその他の機器等が必要な場合は参加者が用意すること。プロジェクターまでの接続コードは参加者が持参すること。

・プレゼンテーションは非公開とします。

10 審査方法

(1)評価者

提案の評価を厳正かつ公平に行うため、伊丹市立保育所(園)・認定こども園保育業務支援システム等導入・運用保守業務選定審査会を設置し、評価する。

(2)評価方法

評価基準に基づき、提案内容等(プレゼンテーションにおける説明等を含む)を採点し、最も点数の高かった事業者を受託候補者とする。

① 企画提案評価 600点/1200点

② 価格評価 600点/1200点

なお、同点の場合は、審査会で協議の上、優先交渉権者を決定する。

なお、提案者が1者のみの場合(複数者から提案があったが、失格等の理由により結果として審査対象が1者となった場合を含む)であっても同様に審査を行い、本市が設定する基準点(企画提案評価の合計点の6割)を超えている場合に限り、当該提案者を優先交渉権者とする。

(3)評価基準

別紙評価基準書のとおり。

11 失格

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合していないとき。
- (2)企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3)企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (4)虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5)伊丹市入札参加者名簿に掲載されている者にあつては、契約締結までに伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けたとき、または地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当したとき。
- (6)プレゼンテーション、デモンストレーションに出席しなかったとき。
- (7)価格見積書の金額が、前記「3 事業費(提案上限金額)」に示した価格(提案上限価格)を超過しているとき。
- (8)機能要件一覧表の必須項目に対する回答が、対応不可能と回答されているとき。
- (9)評価基準(企画提案評価)の評価点の合計が6割(360点/600点)未満であったとき。

12 契約

受託候補者として特定した者と仕様書について協議を行い、協議が整った段階で当該仕様書に基づき見積書を徴取した上、随意契約の手法により契約を締結する。

受託候補者として特定した者と協議が整わない場合には、受託候補者の決定を取り消し、次順位の提案者を受託候補者とした上で、仕様書について協議を行う。

13 その他留意事項

- (1)提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2)提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3)提出書類は返還しないと、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しません。
- (4)提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、参加者の負担とします。
- (5)伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があつた場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とします。

14 問合せ先

伊丹市役所 こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育推進課

担当:萩野、田崎

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

TEL:072-780-4313

FAX:072-780-3527

メールアドレス:youji-ed@city.itami.lg.jp